

内部統制報告書の細則

制度調査部
横山 淳

金融商品取引法シリーズ-65

【要約】

- 2007 年 8 月 3 日以降、金融庁は、金融商品取引法の細目を定める政省令を順次公布している。
- 金融商品取引法の下では、上場会社に対し「内部統制報告書」制度が導入され、2008 年 4 月 1 日以後開始する事業年度から適用されることになる。
- 今回制定された施行令、内部統制府令などでは、内部統制報告書の提出会社（上場株券等の発行会社）、記載様式などの細目が定められている。

本稿は、2007 年 6 月 11 日付レポート「内部統制報告書の細目案」を、最終的な内閣府令に基づいて書き改めたものである。

はじめに（金融商品取引法の政省令）

- 2007 年 8 月 3 日、金融庁は、新しい金融商品取引法の施行日を「2007 年 9 月 30 日」と正式に定めた。その上で、同月 15 日まで、金融商品取引法の細目を定める政省令を順次、公布している¹。
- 本稿では、これらの政省令に基づき、金融商品取引法の下で導入される「内部統制報告書」の細目について説明する。

1．内部統制報告書とは

- 金融商品取引法の下では、「内部統制報告書」制度が導入される。
- 金融商品取引法に基づく「内部統制報告書」とは、正式には「会社の属する企業集団及び会社に係る財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するために必要な体制について評価した報告書」と定義されている（金融商品取引法 24 の 4 の 4 ）。
- 言い換えれば、財務諸表等が適正に作成されるシステム・体制が有効に機能していたか否かを、経営者が評価した報告書である、ということができよう。

¹ 金融庁のウェブサイト（<http://www.fsa.go.jp/news/19/syouken/20070731-7.html>）に掲載されている。

２．内部統制報告書制度の概要

(1)内部統制報告書の提出義務者

- 金融商品取引法の下で、内部統制報告書の提出が義務付けられるのは、次の者とされている(金融商品取引法 24 の 4 の 4)。

金融商品取引所に上場されている有価証券の発行者その他の政令で定めるもの

- 具体的な対象会社として、金融商品取引法施行令(以下、施行令)で次の者が指定されている(施行令 4 の 2 の 7)。

上場()されている次の有価証券の発行会社

株券

優先出資証券

外国又は外国の者が発行する証券・証書で前記 又は の性質を有するもの

有価証券信託受益証券で、受託有価証券が前記 ~ であるもの

いわゆる預託証券(DR)で前記 ~ の権利を表示するもの

- () 「店頭売買有価証券」を含む。ただし、2004 年 12 月に JASDAQ が証券取引所化したことに伴い、現在、該当するものは存在しない。

(2)内部統制報告書の提出時期・方法

- 内部統制報告書の提出のタイミングについては、有価証券報告書を提出する際に、併せて内閣総理大臣に提出することとされている。提出方法は、原則として、電子開示システム EDINET により行うこととされている(金融商品取引法 27 条の 30 の 2)。
- なお、「有価証券報告書等の記載内容の確認書」²とは異なり、半期報告書や四半期報告書に伴う内部統制報告書の提出は求められていない。

(3)内部統制報告書の記載内容

- 内部統制報告書の記載事項及び添付書類の詳細は、内閣府令に委任されている(金融商品取引法 24 の 4 の 4)。
- 「財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令(以下、内部統制府令)」では、内部統制報告書には次の内容を記載することとされている(内部統制府令第 1 号様式)。

【内部統制報告書の記載事項(内部統制府令第 1 号様式)】

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

- 代表者及び最高財務責任者が、財務報告に係る内部統制の整備及び運用の責任を有している旨
- 財務報告に係る内部統制を整備及び運用する際に準拠した基準の名称
- 財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある旨

² 詳細は拙稿「有価証券報告書等の「確認書」の細目」(2007 年 8 月 22 日付 DIR 制度調査部情報)参照。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

- a. 財務報告に係る内部統制の評価が行われた基準日
- b. 財務報告に係る内部統制の評価に当たり、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠した旨
- c. 財務報告に係る内部統制の評価手続の概要
- d. 財務報告に係る内部統制の評価の範囲

3 【評価結果に関する事項】

次に掲げる区分に応じ記載する。

- a. 財務報告に係る内部統制は有効である旨
- b. 評価手続の一部が実施できなかったが、財務報告に係る内部統制は有効である旨、実施できなかった評価手続、その理由
- c. 重要な欠陥があり、財務報告に係る内部統制は有効でない旨、その重要な欠陥の内容、それが事業年度の末日までに是正されなかった理由
- d. 重要な評価手続が実施できなかったため、財務報告に係る内部統制の評価結果を表明できない旨、実施できなかった評価手続、その理由

4 【付記事項】

- a. 財務報告に係る内部統制の有効性の評価に重要な影響を及ぼす後発事象
- b. 事業年度の末日後に重要な欠陥を是正するために実施された措置がある場合には、その内容

5 【特記事項】

財務報告に係る内部統制の評価について特記すべき事項がある場合には、その旨及び内容

- 内部統制報告書の作成は、事業年度の末日を基準日として行うこととされている（内部統制府令 5 ）。
 - 内部統制報告書の作成に当たっては、内部統制府令のほか、「一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準」に従って行うこととされている（内部統制府令 1 ）。具体的には、2007 年 2 月 15 日に公表された企業会計審議会「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準」が指定されている（同 ）。

(4)内部統制報告書の監査証明

- 上場会社等が提出する内部統制報告書には、原則として、内閣府令で定める基準・手続に従って、公認会計士・監査法人の監査証明を受けなければならないとされている（金融商品取引法 193 の 2 ）。
- 内部統制府令では、内部統制報告書の監査証明は、公認会計士・監査法人が作成する内部統制監査報告書により行うこととされている（内部統制府令 1 ）。内部統制監査報告書には、具体的に次の内容を記載することとされている（内部統制府令 6 ）。

- 1 内部統制監査の対象
- 2 実施した内部統制監査の概要
- 3 内部統制報告書における監査意見
- 4 追記事項

5 (公認会計士法により) 明示すべき利害関係

- 内部統制監査報告書は、原則として、財務諸表監査の監査報告書と併せて作成することとされている(内部統制府令 7)。また、内部統制監査に関する事項の概要は、財務諸表監査の概要書に併せて記載することとされている(同 8)。

3 . S E C 登録会社の特例

- 米国証券取引委員会(SEC)に登録している会社(以下、SEC 登録会社)の場合、いわゆるサーベンス・オクスリー法に基づいて、米国における内部統制報告制度の適用を原則として受けている。そこで、内部統制府令でも、SEC 登録会社についての特例を定めている。
- 即ち、有価証券報告書等における連結財務諸表を米国基準に基づいて作成することを(金融庁長官によって)認められている SEC 登録会社については、金融庁長官が指示した事項を除き、内部統制報告書についても米国基準³で作成することが認められる(内部統制府令 14)。
- ただし、米国基準で内部統制報告書を作成する場合、次の点を遵守することが求められている(内部統制府令 15、16)。

日本語をもって記載する。

作成に当たって準拠している用語、様式及び作成方法について記載する。

内部統制府令に準拠して作成する場合との主要な相違点について記載する。

- 内部統制報告書を米国基準で作成する場合には、監査証明についても、金融庁長官が指定する事項を除き、米国基準に従って実施することが認められる(内部統制府令 17)。

4 . 施行期日

- 内部統制報告書の提出については、2008 年(平成 20 年)4 月 1 日以後開始する事業年度から適用される(証券取引法等の一部を改正する法律附則 15)。
- つまり、3 月決算会社の場合、2009 年 3 月期から適用されることとなる

³ 厳密には「米国において要請されている内部統制報告書の用語、様式及び作成方法」とされている。